

総合企画

1 政策評価、事務事業評価の実施

(政策評価・・・総合企画局、事務事業評価・・・行財政局)

政策評価制度は、政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、その結果を公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成16年度から本格実施し、現在は、平成19年6月に施行した「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき、取組を行っています。

平成23年度からは、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」（平成23～32年度）に掲げる27の政策及び114の施策の目的の達成状況について、客観指標評価及び市民生活実感評価の二つの手法により、評価を実施しています。

また、同じく行政評価条例に基づき実施している、事務事業評価制度は、平成15年度から本格実施し、約1,000の事務事業を対象として、市民と行政の役割分担評価及び業績評価を行い、有効性や効率性などを評価しています。

なお、それぞれの評価結果については、ホームページで公表しています。

2 国家戦略としての京都創生の推進、双京構想の推進

本市では、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の3つの分野を柱とした「国家戦略としての京都創生」の取組を進めています。その実現に当たっては、市民の皆様と本市が力を合わせて積極的に取組を進めていく必要がありますが、国家的見地から取組を進める必要があるものについては、国に制度的・財政的な特別措置を求めています。

これまで、本市では、平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」が出されたことを受けて、平成16年10月に国家的に取り組むべき政策等を掲げた「歴史都市・京都創生策（案）」を取りまとめました。

また、平成15年10月に提言の実現を応援する各界の有識者による「京都創生百人委員会」が、平成17年6月には京都創生の趣旨に賛同する市内の団体、企業、市民による「京都創生推進フォーラム」が設立されました。

京都市会においては、平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求

める決議が全会一致で議決され、国においても、「歴史的都市維持・再生議員連盟」（自民・公明、平成17年5月）や「国家戦略としての京都をはじめとする歴史都市再生国会議員連盟」（民主、平成17年6月）が結成されました。このような状況を踏まえ、本市では、平成18年11月に、今後の取組や国への提案・要望項目を具体的に取りまとめた「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定しました。また、平成21年12月に本市が目指す歴史都市の姿、その実現のために必要な国家的な施策を「国家戦略としての京都創生の提案」としてまとめ、国へ提出しました。

京都創生の具体的な取組としては、それぞれの分野において京都の魅力を高める事業の実施に加え、国家予算要望や「日本の京都」研究会を通じ、時機に応じた必要な国への働き掛けを積極的に行うとともに、京都創生推進フォーラムによる啓発活動や、京都創生PR事業「京あるき in 東京」の開催、各国大使館関係者等を対象とした「京都創生海外プロモーション」などの実施により、都市格の一層の向上を図っています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に全力で取り組んでいきます。

3 文化庁の誘致推進

文化庁の京都への移転については、首都機能の地方分散の議論の際の「文化・学術関係機関」の移転推進や文化庁の関西拠点の設置の要望等、これまでから様々な場面で国に働きかけを行ってきました。

平成27年3月に国が政府関係機関の地方移転に係る提案を募集したことを受けて、我が国全体の課題である東京一極集中の是正と、日本の文化の振興のために、京都市会や経済界、そして宗教界、文化芸術関係者等、オール京都はもちろん、関西が一体となって国に対し要望活動を行ってきました。

平成28年3月に国のまち・ひと・しごと創生本部において「政府関係機関移転基本方針」が決定され、文化庁の京都への全面的な移転が決定しました。

今後、国に設置される「文化庁移転協議会」における検討状況も踏まえつつ、オール

京都で日本全体の文化の振興，受入体制の構築及び文化庁京都移転の機運の醸成に取り組んでまいります。

4 個性と活力あふれるまちづくりの推進

(1) 岡崎地域活性化ビジョンの推進

本市では，岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全継承しながら，世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに，更なる賑わいを創出するため，平成23年3月に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは，50年後，100年後を見据え長期的な見地に立った「5つの将来像」と，様々な主体が協力して取り組む「7つの実現方策」を掲げています。

平成23年7月には，岡崎地域の施設や団体，事業者，関係分野の団体，市などの参画の下，ビジョン実現のプロセスとして掲げられる官民連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が設立され，現在31団体で運営されています。

岡崎エリアにおいては，同協議会が主体となり，エリアの各施設をはじめ，エリア周辺地域の事業者や団体等との連携により，「京都岡崎ハレ舞台」や「岡崎桜回廊ライトアップ」などの地域連携型魅力創出事業を展開するとともに，平成27年12月に地域ガイド拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」を開設し，岡崎エリアの持つ多彩な魅力を存分に満喫していただけるよう，総合的な情報発信・観光案内の強化に努め，更なる賑わいづくりや回遊性の一層の向上を図り，「文化の薫り漂う，歩いて楽しい岡崎」の実現に取り組んでいます。

(2) 京都駅西部エリアの活性化の推進

京都駅西部エリアは，梅小路公園をはじめ，京都市中央市場や京都リサーチパーク，商店街，文化・観光施設，寺社，大学など，多彩な地域資源が集積し，さらに，平成28年4月には京都鉄道博物館が，平成31年春にはJR新駅が開業予定であるなど，民間活力と本市の施策が融合する中で，活性化の機運が大きく高まっています。

本市では，このような機運を確実なものとするため，平成27年3月に，長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定しました。

本将来構想に基づき，多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリ

アマネジメント組織の設立や、同組織を中心とした賑わい創出事業、地域の魅力情報の発信のほか、京都市中央市場の機能強化、市場整備に伴う「賑わいゾーン」の活用に取り組み、さらには、JR新駅の設置をはじめとした本エリアへのアクセスの向上の取組を推進するなど、京都の新しい賑わいを創出していきます。

(3) 山ノ内浄水場跡地の活用

平成25年3月に廃止した山ノ内浄水場の跡地活用につきましては、平成22年12月に、跡地に大学を中核とした複合的な用途の施設を誘導する等の「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定しました。

この活用方針に基づいて、平成24年8月に学校法人京都学園を南側用地の跡地活用事業者として選定し、学生、教職員など合わせて3,200人規模のキャンパスを整備する等の基本協定を締結しました。

平成27年4月には、京都学園大学京都太秦キャンパス（第I期）が開設し、初年度で約1,200人の学生、教職員の方が通われています。

また、更なる跡地活用を推進するため、平成27年3月には、学校法人大和学園及び社会医療法人太秦病院（共同提案）を北側用地の跡地活用事業者として選定し、事業の基本的な事項を定めた基本協定を締結しました。

その後、同年12月には、地区計画の変更により、南側用地と同様に北側用地の建ぺい率の最高限度や壁面位置の後退等を定めるなど、順調に事業を進めており、大和学園は、平成30年4月に調理・製菓の専門学校（第I期）を、太秦病院は、平成30年2月に病院（第I期）を開設する予定です。

今後は、跡地活用事業者の第II期整備も含めた事業計画の実現に向けて必要な協議・調整を行い、本市西部地域はもとより、市全体の活性化や地下鉄増客に資するよう、取り組んでいきます。

5 リニア中央新幹線の誘致推進

リニア中央新幹線は三大都市圏を約1時間で結ぶ新たな国土軸を形成するものであり、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。このため、本市では「東京・大阪間の全線同時開業」、「関西国際空港へのリニア延伸」、「京都駅ルート」の実現に向け、京都府、経済界等と連携し、オール京都での積極的な啓発活動や誘致活動を実施しています。

引き続き、国への要望を行うとともに、京都市内や首都圏において、機運を醸成する活動などを積極的に行っていきます。

6 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する要望・提案等を行っています。

また、平成24年8月に正式加入した関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかしながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域交通インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

7 参加と協働、共汗による市政運営の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成13年12月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成15年8月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。平成23年3月には「第2期市民参加推進計画」を策定し、「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」、「情報の提供・公開と共有」の3つの基本方針を掲げ、取組を進めてきました。

具体的には、「市政への参加」については、パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募、市政ボランティア制度など、市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け、市民の積極的な参加につながるよう、着実な運用に努めています。

「市民主体のまちづくり活動」では、市民が自ら取り組むべきテーマを設定し、多様な観点から議論し、まちづくりの活動を実践する「京都市未来まちづくり100人委員会」の運営や、「市民活動総合センター」や市内13箇所に設置した「いきいき市民活動センター」を中心に、市民活動を総合的に支援するとともに、「まちづくりカフェ」など、各区のまちづくりを推進する取組や、市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社などのあらゆる主体との協働を進め、市民主体のまちづくり活動、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

「情報の提供と公開」では、担当職員が市民の身近な場所に出向き、本市の取組等を説明する「京都市政出前トーク」の実施、ラジオ放送やインターネットなどの様々な情

報発信方法の活用及び市民参加情報をホームページ上で掲示する市民参加カレンダーの運用等によって、きめ細やかな情報提供を行っています。

平成27年度は、「第2期市民参加推進計画」の計画期間(10年)の中間年度となり、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴う市民ニーズの複雑化・多様化に加え、人口減少社会の進展などの今日的な課題に対応するため、計画の改定に取り組みました。

8 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は、古くから「学問のまち」、「大学のまち」、「学生のまち」として、大学が文化や産業の振興をはじめ、若者による都市の活性化等、京都のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、昭和50年代後半から、各大学における機能の強化や学部の増設等に伴い、市外への転出の動きが相次いだことから、大学振興をまちづくりの重要な柱の一つとして取組を開始しました。

市内での大学施設整備への支援を進めるとともに、平成10年に産学公連携の下設立した「財団法人大学コンソーシアム京都」と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター(キャンパスプラザ京都)」を拠点に、大学の知の集積を活用した生涯学習事業、単位互換やインターシップ事業、大学と地域の連携・交流促進を目的とする学まちコラボ事業などの取組を進めてきました。

平成26年3月には、大学コンソーシアム京都との協働により「大学・まち・学生 むすぶプラン(大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2014—2018)」を策定し、①学生が学ぶ環境の充実、②大学・学生の国際化の促進、③学生の進路・社会進出の支援、④大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化、⑤学生が持つエネルギーをいかした京都力の強化、⑥プロモーション戦略の強化の6本の柱に沿い、「世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」の実現を目指した施策を推進しています。

また、平成27年5月には、大学、日本語学校、専修学校、経済界、京都府と共に、「留学生スタディ京都ネットワーク」を設立し、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に掲げる平成32年までの留学生誘致1万5千人の目標に向け、京都留学の魅力を発信するポータルサイトの開設や海外での京都留学フェアの開催など、オール京都での留学生誘致を推進しています(平成27年5月1日現在6,998名)。

さらに、平成27年9月には、京都で学ぶ学生を公募して「京都学生広報部」を立ち上げ、ウェブサイトやSNSを通じて「大学のまち京都」の魅力を学生目線で全国の中高生に発信しています。

9 市政広報等

(1) 主な広報業務

○市民しんぶん	毎月1日発行	65万部
市民しんぶん区版	毎月15日発行	65万部
点字市民しんぶん	毎月1回	245部
点字市民しんぶん区版	毎月1回	295部
市民しんぶん文字拡大版	毎月1回	400部
市民しんぶん区版文字拡大版	毎月1回	450部
声による市民しんぶん（テープ版）	毎月1回	230セット
声による市民しんぶん（CD版）	毎月1回	200枚
声による市民しんぶん区版（テープ版）	毎月1回	240セット
声による市民しんぶん区版（CD版）	毎月1回	210枚
○きょうとシティグラフ	毎年1回	7万部
○生活ガイドブック「暮らしのてびき」	毎年1回	11万部
○市政広報ポスター及びテーブルテントによる広報		
ポスター版「京都市民ニュース」	毎月1回	2,120部
テーブルテント版「京都市民ニュース」	毎月1回	1,390部
○テレビによる広報		
▶KBS 京都		
・PR スポット	年間8本（1本15秒又は30秒）	
・特集番組	年間4本程度（1本30分）	
▶在阪準キー局	不定期	
○ラジオによる広報		
▶KBS 京都		
・ちょこっと情報☆きょうと	月～金曜日（2分）	
・人権啓発番組「明日への歩み」	5月、8月、12月の毎週日曜日（5分）	

- ・人権インフォメーション 5月, 8月, 12月の毎日(2分)
- ・大作・英樹のだいすき☆京都 原則, 毎月最終土曜日(10分)
- ・PR スポット
 - ・毎週土・日曜日各5回(30秒)
 - ・任意の日時に年間50回(20秒)

▶エフエム京都

- ・KYOTO CITY PUBLIC LINE 平日(110秒)
- ・MAYOR TALKS☆KYOTO 原則, 毎月最終土曜日(10分)
- ・PR スポット 任意の日時に年間50回(20秒)

▶NPO 京都コミュニティ放送

- ・イベント羅針盤 毎週土・日曜日(3分)

○映画による広報 15秒の映像を年5本作成し, 通年上映

○インターネットによる広報

- ・京都市公式ホームページ「京都市情報館」
- ・京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
- ・京都市公式ページ「京都市情報館」Facebook版・Twitter版

○アプリ配信

京都の行政, 観光・イベント, 生活など, 京都市が関わる全ての情報からアプリに適した情報を選びすぐり, 情報を集約し, 利用者の利便性の向上や若年層への広報発信力の強化を図っています。

○広報板の設置 市内7, 629基(平成28年3月末現在)

○報道機関に対する記者発表

○全国, 海外に向けた広域シティPR

全国, 海外への発信力のある首都圏を中心とした多様なマスメディアに幅広く情報を提供し, 紙面やテレビ番組等に採用されるように働き掛けを行っています。

(2) 広聴

○「市長への手紙」制度

市民から広く文書、電子メールにより市政に対する意見、要望等を聴き、希望される方へは当該意見等に対する回答を行っています。

○市政総合アンケート

市政に関する意識や関心、要望を統計的に把握し、市政に反映させるため、市民3,000人を対象としたアンケート調査を年2回実施しています。

[平成27年度質問項目]

第1回 食品ロスとレジ袋の削減

第2回 京都の伝統産業

○市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを365日、電話、FAX、電子メールの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター(京都いつでもコール)」を開設しています。

10 国際化推進

本市では、昭和53年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」、平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」を策定(平成26年3月改訂)しました。

このプランでは、本市における国際化を更に発展させ、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的で輝かしい国際都市になるための基本的な考え方や目標を明らかにし、本市が目指す国際的なまちの姿として、「世界がときめくまち・京都」、「世界とつながるまち・京都」「多文化が息づくまち・京都」という3つの目標と268の施策を掲げるとともに、その実現に向けて行政、企業、NPO、市民等が協力して取り組むべき内容について定めています。本市では、このプランを着実に推進し、本市の国際化に継続的に取り組んでいます。

(1) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携を

し、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

都市名	人口(万人)	国名	提携年月日
パリ	224	フランス	昭和 33年 6月 15日
ボストン	65	アメリカ	34年 6月 24日
ケルン	103	ドイツ	38年 5月 29日
フィレンツェ	38	イタリア	40年 9月 22日
キエフ	284	ウクライナ	46年 9月 7日
西安	846	中国	49年 5月 10日
グアダハラ	149.5	メキシコ	55年 10月 20日
ザグレブ	79	クロアチア	56年 10月 22日
プラハ	126	チェコ	平成 8年 4月 15日

注：パリ市は友情盟約都市、西安市は友好都市、その他は姉妹都市

(2) パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに、民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として、パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは、包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

都市名	人口(万人)	国名	提携分野	締結年月日
普州 ^{チンゾウ}	34	韓国	学術・教育	平成 11年 4月 27日
コンヤ	122	トルコ	文化・芸術	21年 12月 12日
青島 ^{チンタウ}	769	中国	経済・環境・文化・スポーツ・教育	24年 8月 26日
フエ	34	ベトナム	学術・教育・福祉	25年 2月 20日
イスタンブール	1,402	トルコ	学術研究・教育	25年 6月 14日
ビエンチャン	79	ラオス	学術研究	27年 11月 3日

(3) 国際交流会館

市政100周年及び平安建都1200年記念事業の一つで、市民と留学生、在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として、平成元年9月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には、国際化時代に対応した各種情報の提供を行う情報サービスコーナー、移動式の座席で、多様な交流事業の舞台となるイベントホール、世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ、姉妹都市コーナー展示室、図書・資料室、会議室、研修室、和風別館等を備えています。

また、公益財団法人京都市国際交流協会を平成27年度から4年間、会館の指定管理者に選定し、会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施し、京都市の国際化を推進しています。

(4) 世界歴史都市会議

本市は、昭和62年11月に、「21世紀における歴史都市—伝統と創生」を総合テーマとして、国立京都国際会館において「第1回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は、世界の歴史都市の首長が一堂に会し、これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し、21世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため、どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で、「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都1200年の平成6年4月に再び本市で開催された第4回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成8年9月に西安市（中国）で開催された第5回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

平成28年1月現在

区分	年月	都市名(国)	テーマ
第1回	昭和 62年 11月	京都(日本)	21世紀における歴史都市—伝統と創生
第2回	63年 6月	フィレンツェ(イタリア)	明日の人間のための歴史都市
第3回	平成 3年 10月	バルセロナ(スペイン)	都市の記憶と未来
第4回	6年 4月	京都(日本)	歴史都市の英知を求めて

第5回	8年 9月	西安（中国）	歴史都市の振興
第6回	10年 5月	クラクフ（ポーランド）	歴史都市における遺産と開発
第7回	12年 7月	モンペリエ（フランス）	歴史とその価値
第8回	15年 10月	モントリオール（カナダ）	保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？
第9回	17年 10月	慶州（韓国）	歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生
第10回	18年 10月	バララット （オーストラリア）	持続可能な歴史都市：未来に向 けた経済・保存・ビジョン
第11回	20年 6月	コンヤ（トルコ）	歴史都市に生きる文化遺産
第12回	22年 10月	奈良（日本）	歴史都市の継承と創造的再生
第13回	24年 4月	フエ（ベトナム）	伝統の継承が直面する課題とそ の解決への道
第14回	26年 9月	揚州（中国）	歴史都市：文化の継承と未来への歩み
第15回 （予定）	28年 6月	バート・イシュル （オーストリア）	高度技術が息づく革新的かつ 創造的な未来の歴史都市

(5) 多文化共生施策

本市に住む約4万人の外国籍市民、日本国籍取得者、中国帰国者など、多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して、人権尊重の環境づくりを進めるとともに、各種情報提供・相談事業のコミュニケーション支援、福祉・医療の充実等の生活支援を行っています。

また、地域における多文化共生の推進に関する事項について調査、審議する機関として、「京都市多文化施策審議会」を設置しています。本市では、審議会の意見等を踏まえ、総合的な取組を進めています。

(6) 外国人留学生支援事業

京都で学ぶ留学生は、将来それぞれの国と京都をつなぐ架け橋となる人々であり、市民レベルの友好親善・国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

私費留学生を対象とした国民健康保険料の一部補助事業、留学生交流等促進事業に対する補助事業、市内文化施設の見学やイベント等への参加機会を提供する「留学生優待プログラム」、留学生OB・OGに対し、フェイスブックにより相互交流の場を提供するとともに、京都に関する情報を発信する「留学生OB・OG ネットワーク事業」を実施しています。

11 情報化推進

(1) 高度情報化

本市では、情報通信技術（ICT）の発展に伴い、変化する社会情勢に的確に対応するために、平成13年5月に「高度情報化のための京都市行動計画」を策定し、平成16年以降、継続的に行動計画の見直しを行いながら、市民サービスの向上と市役所業務の効率化を進めてきました。

平成27年度は、「市民サービスの向上」、「地域情報化の推進」、「行政事務の高度化・効率化」の3つの視点から、本市の高度情報化の推進を図るとともに、マイナンバー制度の運用を見据え、技術的対策と人的対策の両面から、更なる情報セキュリティの向上に取り組みました。また、本市の高度情報化推進に係る中期的な方向性を明示し、ICTの活用を促進するとともに、各職員が高度情報化を実践するための「京都市高度情報化推進のための基本方針」の策定に取り組んでいます。

(2) 情報公開制度

本市が保有する情報は、広く市民に公開され、適正に活用されることにより、市民生活の向上と豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものであり、この情報の公開は、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政の推進に資するものです。

本市では、「京都市公文書の公開に関する条例」を平成3年7月に制定し、平成4年2月に施行しました。その後、行政改革や地方分権の推進、高度情報化の進展など公文書公開制度を取り巻く社会情勢が変化してきたことから、平成14年4月に、同条例を全面改正し、新たに「京都市情報公開条例」を制定し、同年10月に施行しました。

情報公開条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、請求者からの請求に応じて、実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めることを定めています。

(3) 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市民の基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、

個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的としたものです。

本市では、平成4年9月に京都市プライバシー保護制度検討委員会から提出された「京都市における個人情報保護制度のあり方についての提言」に基づき、「京都市個人情報保護条例」を平成5年4月に制定し、平成6年4月に施行しました。

その後、高度情報化の進展など個人情報保護制度を取り巻く状況が変化してきたところから、平成17年4月には、個人情報の利用停止を請求する権利の整備や職員等に対する罰則の新設などの改正を行いました。

また、マイナンバー法の制定に伴い、特定個人情報の取扱いを定める条例改正を行い、平成27年10月から施行しました。

12 名誉市民

本市は、昭和28年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は50名、現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

平成28年3月31日現在

氏名	表彰年月日	功績
廣中 平祐	昭和58年10月15日	現代数学の発展に貢献
千 玄室	平成10年10月15日	茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献
梅原 猛	平成10年10月15日	哲学、日本文化史等の発展に貢献
田中 耕一	平成15年10月3日	生化学、医学等の発展に貢献
瀬戸内 寂聴	平成19年10月15日	文学界の発展に貢献
岡田 節人	平成20年10月15日	発生生物学の発展に貢献
益川 敏英	平成21年2月14日	素粒子物理学の発展に貢献
山中 伸弥	平成25年7月30日	医学の発展に貢献

